

道路法クイズ 問題編

～初心者からベテランまで道路法の理解を深めよう～

国土交通省 道路局 路政課

初心者編 (Q1～Q4)

中級者編 (Q5～Q8)

Q1 次のうち、道路法の目的とされているのはどれか。

- ① 道路網の整備を図るため、道路に関して、一定の事項を定め、もって道路の交通に起因する障害の防止に資すること。
- ② 道路網の整備を図るため、道路に関して、一定の事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すること。
- ③ 道路の整備を図るため、道路に関して、一定の事項を定め、もって道路の交通に起因する障害の防止に資すること。

Q2 次のうち、道路法上の「道路附属物」に含まれないものはどれか。

- ① ガードレール
- ② 街灯
- ③ 電停の上屋

Q3 道路法第17条第3項の規定により、指定市以外の市町村が行うことが認められていない事業は次のうちどれか。

- ① 植樹帯の設置
- ② 車道の拡幅
- ③ 歩道の改築

Q4 道路の占用を禁止できる場合の要件として誤っているものはどれか。

- ① 交通が著しくふくそうする道路
- ② 景観の整備を図る必要のある道路
- ③ 幅員が著しく狭い道路

Q5 一般国道の指定区間の指定に関する説明として、正しいものはどれか。

- ① 北海道及び沖縄に存する一般国道の区間はすべて指定区間である。
- ② 指定区間の指定を行おうとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聞くこととされている。
- ③ 一般国道の指定区間は、ある路線全体について指定しなければならない。

Q6 道路の区域の決定に関する説明について、誤っているものはどれか。

- ① 道路の区域の決定は、原則的に当該道路の道路管理者が行う。
- ② 一般国道の道路の区域の決定は全て国土交通大臣が行う。
- ③ 道路の区域を決定した場合、道路管理者はこれを公示し、道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

Q7 道路法に定める不用物件に関する説明として誤っているものはどれか。

- ① 不用物件とは、道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があった場合において、当該道路を構成していた不要となった敷地、支壁その他の物件をいう。
- ② 不用物件は、従前当該道路を管理していた者が一定の期間管理しなければならない。
- ③ 不用物件が、その管理者以外の者の所有に属する場合、道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があった時点で、所有者に返還しなければならない。

Q8 不用物件の管理期間に関する説明について、正しいものはどれか。

- ① 一般国道 12 ヶ月、都道府県道 8 ヶ月、市町村道 6 ヶ月
- ② 一般国道 8 ヶ月、都道府県道 8 ヶ月、市町村道 4 ヶ月
- ③ 一般国道 4 ヶ月、都道府県道 4 ヶ月、市町村道 2 ヶ月

Q9 「一般交通の用に供する道」の説明として、誤っているものはどれか。

- ① 自動車専用道路のように自動車であることを通行の条件とすることは、何人も自動車によって通行しようとする場合は差別されないので、一般交通の用に供する道の考え方とは矛盾しない。
- ② 通行料金を支払うことを行なうことを通行の条件とすることは、通行料金を支払う者と支払わない者を差別することになり、一般交通の用に供する道の考え方と矛盾する。
- ③ ある会社の従業員であることなど特定の者であることを通行の条件とすることは、ある会社の従業員とそうでない者を差別することになり、一般交通の用に供する道の考え方と矛盾する。

Q10 道路の路線の指定又は認定に関する手続きに関する説明として、正しいものはどれか。

- ① 一般国道の路線の指定は、国土交通大臣が路線名、起点、終点、重要な経過地を公示することによって行う。
- ② 都道府県知事が都道府県道の認定を行おうとする場合は、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- ③ 市町村長が市町村道の認定を行おうとする場合は、市町村議会の議決を要しない。

Q11 道路の管理の特例に関する説明として、正しいものはどれか。

- ① 指定市は当該市の区域内に存するすべての国道、都道府県道の管理を行う。
- ② 都道府県道の管理は、指定市の区域内に存するものについては、当該指定市がその管理を行う。
- ③ 市町村は、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

Q12 道路の新設・改築に関する説明として、誤っているものはどれか。

- ① 新設とは、道路法上の道路を新たに設けることを言い、私道など既設の道路を道路法の道路とする場合を包含する。
- ② 改築とは、既設の道路法の道路の効用、機能等を現状より、より良くするための工事を言う。
- ③ バイパスの新築は、新設に当たる。